

令和５年度 茨木市都市計画税の使途状況について

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。主な使途としては、街路整備事業、下水道事業、公園整備事業などがあります。

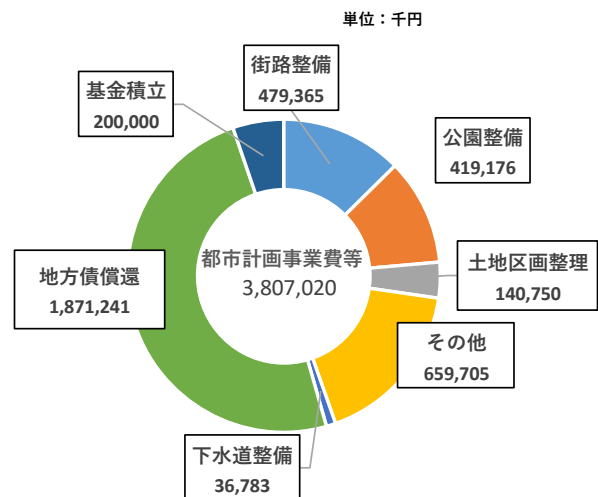
令和５年度の都市計画税は、以下のとおり都市計画事業費等の財源として活用しました。

○令和５年度都市計画税使途状況

都市計画事業費等の内訳

(単位：千円)

都市計画事業費等		3,807,020
使途内訳	街路整備	479,365
	公園整備	419,176
	土地区画整理	140,750
	その他	659,705
	下水道整備	36,783
	地方債償還	1,871,241
	基金積立	200,000



都市計画事業費等の財源内訳

(単位：千円)

都市計画事業費等		3,807,020
使途内訳	都市計画税	2,545,924
	国庫支出金	428,304
	地方債	390,400
	その他	442,392

都市計画税は都市計画事業費等の財源のうち約67%を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。